○公職選挙法(昭和二十五年四月十五日法律第百号)

(自動車、船舶及び拡声機の使用)

第百四十一条 (略)

2~6 (略)

7 に に帰属することとならない場合に、 選挙にあつては当 範囲内で、 議 限る。 院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の 衆 議院(小選挙区選出) 第 項の自動車を無料で使用することができる。 該 公職の候補者に係る供託物が第九十三条第一 議員又は参議院議員の選挙においては、 参議院 (比例代表選出) 第九十四条第三 ただし、 議員の選挙にあつては当該公職の候補者たる参議院名簿登載者が当該参 |項第一号に掲げる数に相当する当選人となるべき順位までにある場合 項 公職の候補者は、 (同条第二項において準用する場合を含む。 衆議院 (小選挙区選出)議員又は参議院 政令で定めるところにより、 (選挙区選出) 政令で定める額の \mathcal{O} 規定により 議員の 国 庫

8 (略)

(文書図画の頒布)

第百四十二条

10 内 ただし書の 衆議院 で、 第 小 項第一 規 定を準用する。 選 挙区選出) 号から第二号までの通常葉書及びビラを無料で作成することができる。この場合においては、 議員又は参議院 議員の選挙に おける公職 の候補者は、 政令で定めるところにより、 政令で定める額 第百四十一条第七 0 囲

11 \(\)
13

(文書図画の掲示)

第百四十三条

14 は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。 範囲内で、 衆議院 (小選挙区選出)議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、 第一 項第一号及び第二号の立札及び看板の類、 並びに同 項第五号のポ 同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター スターを無料で作成することができる。 (衆議院 この場合にお 小選 政令で定める額の 挙区選出議員又 ては

15~19(略)

第百四十

条第七

項ただし書の規定を準用する。

(個人演説会等の会場の掲示の特例)

第百六十四条の二 (略)

2~5 (略)

6 令で定める額の範囲内で、 第七項ただし書 衆議院 (小選挙区選出) の規定を準用する。 第二項に規定する立札及び看板の類を無料で作成することができる。 議員又は参議院 (選挙区選出) 議員の選挙においては、 公職の候補者は、 この場合においては、 政令で定めるところにより、 第百四十一条 政

一部無効に因る再選挙の特例)

第二百 域 七十一 選 挙 運 条の二 動 0 期 間等に応じて政令で特別の定をすることができる。 選挙の一部無効に因る再選挙については、 この法律に特別の規定があるものを除く外、 当該再選挙の 行 わ れる区